

# 住居確保給付金のご案内

まずは、電話で相談をお願いします。

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、お住いの家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

4月30日からはさらに使いやすく・・・

ハローワークへの求職申込みが不要に

## 主な給付要件チェックリスト

項目				チェック欄
①離職・廃業をした日から2年以内、 <u>またはやむを得ない休業等により減収し、住宅を失う（失った）おそれがありますか？</u>				<input type="checkbox"/>
②世帯全員の資産及び収入基準額（※）以下ですか？（参考）				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入の上限額 （月額）	123,000 円 (84,000 円+家賃)	177,000 円 (130,000 円+家賃)	223,000 円 (172,000 円+家賃)	
家賃の上限額	39,000 円	47,000 円	51,000 円	
資産の上限額	504,000 円	780,000 円	1,000,000 円	
③上記①の状態になる前に、主たる世帯生維持者ですか？				<input type="checkbox"/>
④求職活動をしますか？ <u>（令和2年4月30日からは、ハローワークへの求職申込みは不要となりました）</u>				<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、相談受付時間内（午前9時～午後5時30分：※土日祝除く）に交野市社会福祉協議会に電話 （072-895-1185）にて相談してください。